

マイナ保険証をご利用ください



令和6年12月2日から

現行の組合員証等は新規に発行されなくなります。

※令和6年12月2日時点でお手元にある組合員証等は、経過措置として、**最長1年間有効**です。

(経過措置期間中に、支部間異動または組合員証等を紛失された方で、有効なマイナ保険証がお手元にない方は、資格確認書をご利用いただけます。)



マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れにご注意ください。

電子証明書とは、信頼できる第三者（認証局）が間違いなく本人であることを電子的に証明するもので、書面取引における印鑑証明書に代わるものといえます。電子証明書の有効期限が切れますと、マイナ保険証での資格確認ができないため、ご注意ください。電子証明書の再発行・更新手続きは、住民登録のある市区町村窓口にてお願いいたします。

医療機関等において、マイナ保険証での資格確認ができない場合も、マイナンバーカードと資格情報のお知らせの提示等により、適切な自己負担（3割等）の支払いで、保険診療が受けられます。

安心して受診してください。

マイナンバーカードの健康保険証利用登録を行っている組合員等で登録解除を希望する場合は、令和6年10月28日よりご所属の支部にて解除申請が可能です。詳しくは、ご所属の支部窓口へお問い合わせください。

詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認いただけます。

マイナンバーカード 保険証利用

検索

